

[2] 図渡し

図渡しにおいて、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事業者	専門工事業者
<ul style="list-style-type: none">● 正確かつ見積作業に十分な図面、仕様書の提示● 数量調書の提示● 業務分担区分を明確にして詳細図、仮設計画図の提示	<ul style="list-style-type: none">● 見積作業に必要な図面、仕様書の確認● 受領した図面、仕様書、工程表等による見積範囲の確認

[3] 質疑応答

質疑応答において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事業者	専門工事業者
<ul style="list-style-type: none">● 担当者の明示● 職務上権限を有する者の対応● 迅速かつ正確な対応● 記録（書面）の保存	<ul style="list-style-type: none">● 担当者の明示● 質問内容の明確化● 迅速な質問● 記録（書面）の保存

[4] 見積提出

見積提出において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総合工事業者	専門工事業者
<ul style="list-style-type: none">● 依頼内容、現場説明時の提示条件が満たされているかの確認● 安全面が十分配慮されているかの確認● 欠落部分の明確な指示	<ul style="list-style-type: none">● 依頼内容、現場説明時の提示条件等を満たしているかの確認● 安全面を十分配慮しているかの確認● 欠落部分についての迅速な対応